

平成二十五年十一月七日付け広島県報（定期）第八十八号に登載の広島県告示第八百二十五号（平成十九年広島県告示第千二百三十八号〔広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額〕の一部を改正する告示）の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

一				ページ
一三	一一	一〇	九	行
・ 電子部品実装装置	・ プリント基板加工装置	・ 押出造粒機	・ 押出造粒機	誤
20 電子部品実装装置	19 プリント基板加工装置	18 押出造粒機	18 押出造粒機	正